臨時福祉給付金に関する お知らせ

4月からの消費税率8%への引 き上げに際し、低所得者に与える 負担の影響を考慮し、低所得者に 対する適切な配慮を行うため、暫 定的・臨時的な措置として実施す る臨時福祉給付金事業について、 制度の概要をお知らせします。

具体的な給付の方法はまだ決ま っていません。申請・支給手続に ついては、現在準備中です。具体 的な申請の受付時期・手続等につ いては、決まり次第、改めて市報 や市ホームページでお知らせしま す。

- ※制度について詳しくは、厚生 労働省のホームページや専用 ダイヤルをご利用ください。
- ○厚生労働省ホームページ (=http://www.mhlw.go.ip)
- ○厚生労働省 「臨時福祉給付金」ダイヤル (a)(3595)3529)
- 給付対象者 平成26年度分市民 税(均等割)が課税されない人 ただし、次に該当する人は対象 外です。
 - ご自身を扶養されている人が 市町民税(均等割)が課税さ れている場合
 - 生活保護制度内で対応される 被保護者
- ●申請先 基準日(平成26年1月 1日)に住民登録がされている 市町村
 - ※申請・支給手続は現在準備中 です。
- ●給付額 給付対象者1人につき 1万円
- ●加算 給付対象者の中で次のい ずれかに該当する人は5,000円を 加算
 - 老齢基礎年金、障害基礎年金、 遺族基礎年金等の受給者など
 - 児童扶養手当、特別障害者手 当等の受給者など
- ●問合せ先 地域福祉課 [20837(52)1366]

子育て世帯臨時特例給付 金に関するお知らせ

4月からの消費税率8%への引 き上げに伴い、子育て世帯への影 響を緩和し、子育て世帯の消費の 下支えを図るため、臨時的な給付 措置として実施する子育て世帯臨 時特例給付金事業について、制度 の概要をお知らせします。

なく、臨時福祉給付金(簡素な給 付措置)と類似の給付金として、 これと併給調整をして支給します。 具体的な給付の方法はまだ決ま っていません。申請・支給手続に ついては、現在準備中です。具体

これは、児童手当の上乗せでは

的な申請の受付時期・手続等につ いては、決まり次第、改めて市報 や市ホームページでお知らせしま す。

- ※制度について詳しくは、厚生 労働省のホームページや専用 ダイヤルをご利用ください。
- ○厚生労働省ホームページ (=http://www.mhlw.go.jp)
- ○厚生労働省「子育て世帯臨時 特例給付金|ダイヤル
 - [203(3595)3528]
- ●給付対象者 基準日(平成26年 1月1日) における平成26年1 月分の児童手当(特例給付を含 む。) の受給者であって、その 前年の所得が児童手当の所得制 限額に満たない人
- ●対象児童 支給対象者の平成26 年1月分の児童手当(特例給付 を含む。) の対象となる児童。 ただし、臨時福祉給付金の対 象となる人及び生活保護の被保 護者等は対象外です。
- ●申請先 基準日(平成26年1月 1日)に住民登録がされている 市町村
 - ※申請・支給手続は現在準備中 です。
- ●給付額 対象児童1人につき1 万円
- ●問合せ先 地域福祉課 (20837(52)1366)

※臨時福祉給付金や子育 て世帯臨時特例給付金の 「振り込め詐欺」や「個 人情報の詐取」にご注 ください

臨時福祉給付金を装った「振り 込め詐欺」や「個人情報の詐取」 の発生が懸念されますので、下記 の点にご留意いただき、被害にあ わないようご注意ください。

- ・市町村や厚生労働省などがAT M(銀行・コンビニなどの現金 自動支払機)の操作をお願いす ることは、絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人 からお金を振り込んでもらうこ とは絶対にありません。
- 市町村や厚生労働省などが、「臨 時福祉給付金(簡素な給付措置)| や「子育て世帯臨時特例給付金」 を支給するために、手数料など の振込を求めることは絶対にあ りません。
- 現時点で、市町村や厚生労働省 などが住民の皆さんの世帯構成 や銀行口座の番号などの個人情 報を照会することは、絶対にあ りません。

ご自宅や職場などに市町村や厚 生労働省(の職員)などをかたった電 話がかかってきたり、郵便が届い たら、迷わず、最寄りの警察署(ま たは警察相談専用電話(#9110))に ご連絡ください。

未内定の新卒者・既卒者 の皆さんへ

就職活動を継続されている今春 卒業の新卒者・既卒者の皆さん、 現在も懸命に就職活動をされてい るものと思います。ハローワーク は最後まで皆さんを支援し続けま すので、就職について知りたいこ と、不安なこと、求人情報など、 お気軽にお問合せください。

●問合せ先 ハローワーク宇部 [**2**0836(31)0164]

()内は県下総数

見る

まちのうごき (平成26年3月1日) 前月比 ▲50人 人口 27,007人 男 前月比 ▲15人 12.639人 女 前月比 ▲35人

世帯数 11,463世帯 前月比▲19世帯

14,368人

	人身事故			物損事故
	件数	死者	傷者	彻赁争以
2月中	11(505)	0(5)	14(619)	54(2,922)
累計	18(1,072)	0(8)	22(1,343)	170(6,432)
昨年対比	+4(▲ 122)	±0(±0)	▲3(▲154)	+41(+330)

山口博物館行事

1 哺乳類の多様なしくみ

○内容 体重3トンにもおよぶゾ ウ、体重わずか6グラムのジネ ズミ、空中を飛ぶコウモリ、地 下で生きるモグラ、水中を泳ぎ 回るイルカなどの哺乳類は、地 球のあらゆる環境に適応して生 きています。哺乳類が生活する ために得た機能は特殊化し、種 独自の形態を獲得しました。こ れまで明らかになっていない筋 肉の構造や働き、骨の構造比較 など、CTや高速度カメラ等、 最新機器を用いて解析した哺乳 動物の動きの科学を紹介します。 ①動物たちの機能を調べる工程 を一挙に公開~口コモーション (移動方法) 科学の現場

解剖用具、解剖の工程、筋肉、 骨格を調べる方法等、ロコモー ション科学の詳細を展示しま す。

②モグラの動きとカワネズミの 動きを科学する

CTや高速度カメラでの解析 結果から明らかになったモグラ とカワネズミの動きを、筋肉と 骨格の連動により再現します。 ③ゾウの全身骨格

2012年、周南市徳山動物園で亡くなったサバンナゾウの全身骨格を展示します。

④大きな動物小さな動物サイ、キリン、カバ、ライオ

ン等の大型動物から、コウモ リ、ジネズミ等の小型動物の頭 骨や骨格標本を展示します。

- ○期間 4月25日 圖~6月22日 回
- ○時間 9時~16時30分(入館は 16時まで)
- ○会場 山□県立山□博物館
- ○入館料 常設展入館料 (一般150円、学生100円)

※19歳未満と70歳以上、高等学校・中等教育学校・総合支援学校(特別支援学校)の生徒は無料です。

2火星を見る会

- ○内容 博物館の大型望遠鏡で火 星を観察します。
- ○日時 4月26日田、27日回 両日ともに19時30分~21時30分
- ○会場 山□県立山□博物館
- ○対象 一般
- ○定員 自由参加
- ○参加料 無料

③昆虫を探そう

- ○内容 昆虫の観察方法を習得し ます。
- ○日時 5月11日回 9時30分~12時30分
- ○会場 山□県立山□博物館及び 近郊の里山
- ○対象 小中学生
- ○定員 20人
- ○参加料 無料
- ○申込方法 往復はがきに、住 所、氏名、年齢(学年)、小学 生の場合は保護者氏名、電話番 号を明記し、5月1日困までに 申し込んでください。ホーム ページからの申込も可能です。 申込者多数の場合は抽選としま す。
- 申込・問合せ先 山□県立山□博物館 〒753-0073山□市春日町8-2 (☎083(922)0294)

鉄骨切断機等を使用して 作業を行う事業者の皆さ んへ

3トン以上の「鉄骨切断機等鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機)」の運転資格に係る猶予の期限(6月30日)が迫っています。

- ※詳細につきましては、最寄りの 労働基準監督署又は山口労働局 にお尋ねください。
- 問合せ先 山□労働局労働基準 部健康安全課

(☎083(995)0373)

(⊟http://yamaguchi-roudoukyoku. jsite.mhlw.go.jp/home.html)

法テラス設立8周年記念 無料法律相談会

弁護士による無料法律相談会を 開催します。

- ※収入条件等はありません。
- ※この相談会は資力要件を問わないので、民事一般の内容であれば、どなたでも利用できます。
- ●日時 4月18日園 13時30分~16時30分
- ●場所
- ①日本司法支援センター山口地 方事務所(法テラス山口) 山口市大手町9-11 山口県 自治会館5階
- ②山口県弁護士会宇部法律相談 センター 宇部市常磐町1丁目2-5
- ●相談内容 借金・離婚・相続・ 労働問題等の民事一般
- ●定員 各所6人
- ●相談時間 1人30分程度
- ●申込方法 事前に電話で予約してください。
- ●予約受付時間 平日9時~17時 (田・回・肕を除く)
- ●申込期間 4月8日図~※定員になり次第締切。
- ●申込・問合せ先 日本司法支援センター山□地方 事務所(法テラス山□)

[☎050(3383)5490] (IP電話)



EEEE DE COEFFE DE LE COEFFE DE LE COEFFE DE CO

4月より消費税が8%になります。

この度の引き上げは「社会保障と税の一体改革」として、社会保障制度の安定化、財政の健全化により、だれもが安心して生活できる社会の実現を目指し、ご負担をお願いするものです。皆さんのご理解とご協力をお願いします。 詳しくは総務省ホームページをご覧ください。 問合せ先 総務省 [_http://www.soumu.go.jp/]